

桑名市消防本部告示第1号

急速充電設備に係る消防長が認める延焼を防止するための措置を次のように定める。

令和3年3月1日

桑名市消防長 杉山伸司

急速充電設備に係る消防長が認める延焼を防止するための措置

桑名市火災予防条例（平成16年桑名市条例第163号）第11条の2第1項第1号に規定する消防長が認める延焼を防止するための措置は、次に掲げるとおりとする。

- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上又は鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- 3 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量をいう。）が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。